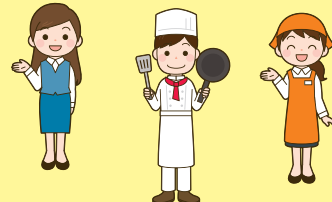




知っていますか？



個人住民税の給与からの天引き

特別徴収 は 事業主の義務です

約9割が
特別徴収

パートや
アルバイトの方も
対象です

滞納・差押
のリスクを
0に！

給与天引き
で毎月の
負担減



チーバくん

詳しくは千葉県のホームページをご覧ください。

千葉県 特別徴収

検索

オンラインで納付ができる
eLTAXについての詳細はホームページへ



千葉県・県内全市町村

九都県市は、連携して特別徴収を推進します。

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・
千葉市・さいたま市・相模原市

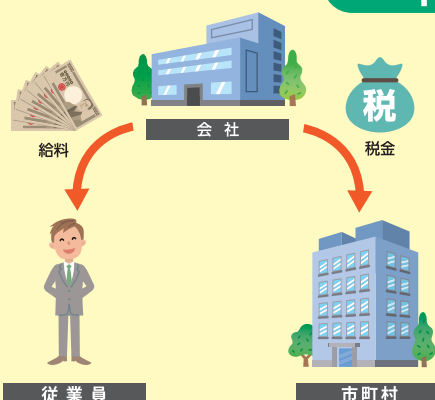
特別徴収について

Q & A



「特別徴収」という名称の制度ですが、**特別徴収が原則**です！！

特別徴収



給与天引きのため毎月の負担が少ない！

年税額を毎月（12 か月）の給与から天引きするため、1 回あたりの負担が少ない。

『うっかり』による払い忘れのリスクなし！

従業員の「うっかり」による払い忘れのリスクがないため、従業員の給与の差押等が発生しない。

普通徴収

- 年税額を 4 期に分けて納付する必要があり、1 回あたりの負担が大きい。
- 従業員の払い忘れが継続した場合、給与の差押等が行われ、事務員負担が増える。



特別徴収 なら
デメリットを回避

Q. 税額はどのように計算すればいいですか？

A. 前年の給与額をもとに市町村が計算し、毎月の給与天引き額をお知らせします。所得税と異なり、毎月の税額を計算する必要はありません。

Q. 毎月支払のために銀行へ行くことが大変です。

A. eLTAX を利用することにより、オンラインでの納付が可能です。なお、従業員が常時 10 名以下の場合、納期を 2 回（12 月・6 月）にすることができます。

Q. 経営が厳しいので特別徴収はできません。

A. 特別徴収は、従業員に支払われる給与から天引きする制度のため、会社の経営状況は関係ありません。



詳しくは千葉県のホームページをご覧ください。 **特別徴収の制度の概要に関すること**

千葉県 特別徴収

検索

オンラインで納付ができる
eLTAX についての詳細はホームページへ



千葉県総務部税務課特別滞納処分室
千葉県総務部市町村課税政班

TEL.043-223-3099
TEL.043-223-2133